

介護保險指導室關係

1 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(1) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施

介護保険における指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指し、「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日付老健局長通知)により、指導・監査指針の改正を行い、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準や報酬請求の事実内容等について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」との明確な区分を図ったところである。

各都道府県においては、引き続き、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に周知いただき理解を促していただくようお願いする。

(2) 不正事案等に対する厳正な対応

介護サービス事業者による介護報酬の不正請求や運営基準違反等により、毎年度、指定取消、指定の効力の全部又は一部停止等の処分が一定数行われている。運営基準違反や介護報酬の不正請求等は、利用者に不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうものであり、引き続き、通報・苦情等により、こうした不正や不正が疑われる情報があった場合には、必要に応じて監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、厳正な対応をお願いする。

なお、利用者保護の観点から、事業者に対して指定取消等の処分を行った場合、代替事業者によるサービスの継続的利用が可能となるよう、当該事業者に対して受け入れ事業者の確保等を図るよう指導するとともに、関係自治体や関係居宅介護支援事業所等とも連携するよう留意されたい。

(3) 指導監督業務の標準化

介護保険における指導監督業務の標準化については、これまで厚生労働省としては、指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」を開催したり、これまでに文書で発出した運営基準や介護報酬の解釈に関する

Q&Aの体系的な整理、HP等による公開、実地指導マニュアルの改訂等の取組を行ってきたところである。

しかしながら、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成22年11月30日）においても、「一部の自治体において、必ずしも実地指導や監査が十分な効果を上げていなかつたり、自治体間で指導内容に不整合があつたりする」との指摘をされたところであります。引き続き、平成23年度においても、各自治体との意見交換等を行いつつ、標準化に向けた取組を行うこととしているので、ご協力を願いたい。

○ 介護保険指導監督中堅職員研修の開催

指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」については、平成23年度も以下のとおり引き続き実施することとしているので、関係職員の積極的な参加にご配意願いたい。

平成23年度 介護保険指導監督中堅職員研修

○日 程 平成23年9月7日（水）～9日（金）

○会 場 国立保健医療科学院

○対象者 各都道府県（出先機関含む）及び指定都市、中核市において、
指導監督業務に従事している指導的立場にある職員

※ 研修カリキュラム等の詳細については別途連絡予定

（4）指導監督の実施における留意点について

ア 集団指導等における行政処分等の要因分析等の活用

介護サービス事業者への指導にあたっては、

- ① 実地指導や監査において指摘の多かった事項
- ② 行政処分を行った事業所がある場合には、処分の原因となった不正の概要やその要因等

について分析を行い、集団指導の積極的な活用により注意喚起を図るなど、不正事案等の発生の未然防止に資するよう、その内容や実施方法について工夫されたい。

イ 関係自治体との連携

介護サービス事業所の指定は都道府県が行っているが、保険給付は市町村が行つており、また、地域密着型サービスにおいては、複数の市町村が同一の事業所を指定するなど、一の介護サービス事業所には複数の自治体が関係を有している。関係する自治体が不正事案等に対して適切に対応するため、必要に応じて実地指導や監査を合同で行ったり、その結果や行政処分等の情報共有を図るなど十分な連携を図られたい。

また、都道府県におかれでは、引き続き、都道府県の指定事務等を移譲している市町村を含め当該都道府県内の市町村に対し、都道府県が行う集団指導の資料の提供等情報共有を行うなど、当該都道府県内の関係自治体が連携して効果的な指導監督が行えるよう検討されたい。

ウ 実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減

介護サービス事業者に対する実地指導については、平成18年の指導監査指針の見直しにより、実地指導マニュアルで示している行動・心理症状のある利用者のリスト、各種加算等自己点検シートの点検結果以外の資料の作成は求めないなど、実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減を図ったところである。

引き続き、事前資料等の提出を求める場合であっても既存資料を活用するなど、指導監督業務に係る介護サービス事業者の事務負担の軽減を図られたい。

(5) 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査の着実な実施

営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」において、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされているところである。

各自治体においては、これまでも5年間の全体計画及び各年度毎の計画を策定した上で、計画的な実施をしていただいているが、引き続き、平成24年までの間に、対象となる全ての事業所に対して監査が行われるよう、既年度の実績数を踏まえて見直した上で、着実な実施をお願いする。

また、都道府県におかれでは、管内市町村においても同様に計画に基づき着実に実施されるよう周知されたい。

なお、全体計画及び単年計画並びに監査の実施状況については、別途、報告等をいただくこととしているのでご協力願いたい。

2 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備については、適正な介護事業運営が確保されるよう、事業者自ら適切な体制を整備し、改善を図っていくことが最も重要であるが、行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、適切な助言を行い、その取組を支援していく必要がある。

(1) 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際に、その内容を遅滞なく届け出ることとされており、各自治体におかれでは、各事由に係る届出未済防止の観点から、新規指定申請時、指定更新時または集団指導など事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

また、事業者の事業展開地域拡大等に伴う所管行政機関の変更においては、変更前と変更後の行政機関間で連携を図り、円滑な事務処理にご留意願いたい。

なお、届出情報の管理にあたっては、業務管理体制データ管理システムの運用に引き続きご協力いただきたい。

(2) 業務管理体制に係る確認検査

ア 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じて改善に向け事業者が自主的に取組まれるよう助言を行うものである。

国においては、平成22年度より各事業者に対して概ね6年に1回程度、実地検査を実施しているが、各自治体におかれても、所管事業者数や地域の実情に応じ検査実施計画を策定のうえ、適切に実施されたい。

また、検査の実施方法については、書面検査、実地検査のどちらの手法でも差し支えないが、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法で実施されたい。

なお、検査事務の効率的な実施、事業者の負担軽減の観点から、事業所指導との一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査との合同実施など、各自治体において工夫されたい。

イ 特別検査

介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業者に対し、特別検査を実施する必要がある。実施にあたっては、組織的関与の有無の検証にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかつた業務管理体制の不備の確認・検証についても適切に実施し、必要に応じ改善勧告等を行わみたい。

特に、事業所の指定権者と事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合、円滑に業務を遂行するため、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供について十分配慮願いたい。

なお、特別検査の実施については、必ずしも指定等取消処分が確定しなければ実施できないというものではなく、事業所に対する監査の過程において、指定等取消処分の可能性が認められた時点など、適切な機会を捉え実施願いたい。

3 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供

事業所の監査に基づき、指定（許可）の取消又は効力停止の行政処分を行う際には、「介護保険法第197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分等に関する報告について」（平成19年8月20日介護保険指導室長通知）にあるとおり、必ず聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

なお、改善勧告・命令についても、引き続き、勧告・命令を行った都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

また、都道府県におかれでは、地域密着型サービス事業所の行政処分等に関する情報提供に遺漏のないよう、管内市町村にも周知を図られたい。

(2) 業務管理体制の特別検査に関する情報提供

広域的に事業展開を行う事業者の運営する事業所において指定取消相当事案が発覚した場合は、関係行政機関の迅速かつ適切な対応が求められる。

そのため、当省及び地方厚生局が所管する事業者に指定取消処分相当事案が発生した場合には、速やかな情報提供とともに、特別検査の実施要請をしていただくようお願いする（権限の行使要請の様式は平成21年6月24日付け老指発第0624001号介護保険指導室長通知を参照）。

なお、特別検査の実施要請等は、都道府県と市町村間においても必要な手続であるので、上記と同様に十分ご留意願いたい。

また、都道府県及び市町村におかれでは、業務管理体制に係る特別検査を実施した場合も、事案の内容及び参考資料を速やかに当室へ必ず情報提供をいただくよう引き続きお願いする（報告の様式等は前述介護保険指導室長通知を参照）。

(3) 自治体における体制整備

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、

また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導がなされていないところもある。各自治体におかれでは、昨年度より新たに追加された業務管理体制に関する監督業務への対応やサービスの質の確保・向上を図る観点から適切な指導監督を行えるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置などの実施体制の整備について、引き続きご配意願いたい。

(4) その他

平成23年度においても、引き続き、本省及び地方厚生局において、自治体への実地ヒアリングを実施することとしているので、了知されたい。

また、各自治体における介護サービス事業所等への指導監督の実施状況等についても、引き続き報告の依頼をさせていただくこととしているので、了知されたい。